



一般財団法人 日本医学物理士会 委員会に関する細則

2015年7月15日

2021年3月26日 一部改正

2023年4月12日 一部改正

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が、事業を推進するため、設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 当会の業務運営のため、以下の各号の委員会を置く。

- (1) 涉外委員会
- (2) 教育委員会
- (3) ICT 活用委員会
- (4) 編集委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 学術委員会
- (7) 医療安全委員会
- (8) 総務委員会

第3条 本会の業務運営上、必要と認める時、理事会の決議を経て、第2条に定める以外の委員会を設置することができる。

(委員会の組織等)

第4条 委員会は委員長1名、担当理事1名、及び委員から構成される。但し、委員長と担当理事は兼任できる。委員会には、副委員長を置くことができる。

第5条 委員長は、理事会によって選任される。委員長が理事でない時には、理事会によって担当理事が選任される。

- 2 委員長、担当理事の任期は、理事の任期までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長、担当理事に欠員が生じた時は、理事会が後任を選任する。ただし、任期は前任者の残存任期とする。
- 4 委員長は、理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

第6条 副委員長、委員は、委員長が選任し、理事会の承認を受ける。

- 2 副委員長、委員の任期は、委員長の任期までとする。



3 副委員長、委員に欠員が生じた時、又は委員会の業務拡大に伴い増員の必要が生じた時は、委員長が選任し、理事会の承認を受ける。

4 委員長、担当理事、委員は、他委員会の委員を併任できる。

第7条 委員長は、委員会を招集し統括する。又、委員会を代表する。

2 委員長は、必要に応じ、活動内容を理事会、評議員会に報告する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

(附則)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。